

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南)南山城複写センター

目 次

規 則

- 規則第20号 宇治市公印規則の一部を改正する規則
..... (年金医療課) ... 2

告 示

- 告示第58号 指定納付受託者の指定 (デジタル政策課) ... 2
○告示第59号 分任出納員に対する事務委任 (会計室) ... 3
○告示第60号 収納の事務の委託 (交通政策課) ... 3
○告示第61号 市道路線の区域の変更 (建設総務課) ... 3
○告示第62号 市道路線の供用の開始 (建設総務課) ... 3
○告示第63号 市道路線の区域の変更 (建設総務課) ... 3
○告示第64号 市道路線の供用の開始 (建設総務課) ... 3

公 営 企 業

- 公告第10号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 4

規則

宇治市公印規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年4月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第20号

宇治市公印規則の一部を改正する規則

宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「、子育て支援医療費支給決定通知書兼支払通知書及び子育て支援医療費返還請求通知書」及び「、福祉医療費受給資格非該当通知書、福祉医療費支給決定通知書兼支払通知書及び福祉医療の一部負担金相当額減免証明書」を削り、

を

26の2	古印体	方18	<table><tr><td>専 用</td><td>長 字 之 治 印 市</td><td>後 期 高 齢 者 医 療</td></tr></table>	専 用	長 字 之 治 印 市	後 期 高 齢 者 医 療	年金医療課が所掌する後期高齢者医療事業で市長名をもつて発する通知書専用	年金医療課長	1
専 用	長 字 之 治 印 市	後 期 高 齢 者 医 療							
27	古印体	方18	<table><tr><td>専 用</td><td>長 字 之 治 印 市</td><td>老 人 医 療</td></tr></table>	専 用	長 字 之 治 印 市	老 人 医 療	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の老人保健法（以下「平成20年4月改正前老健法」という。）の規定による老人保健法医療受給者証、平成20年4月改正前老健法の規定による老人医療の一部負担金減免証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による健康手帳・医療受給者証交付通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定申請却下通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給決定通知書及び平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給申請却下通知書専用	年金医療課長	1
専 用	長 字 之 治 印 市	老 人 医 療							

に

2 7	削除
--------	----

を

3 5	古 印 体	方 1 8	<table><tr><td>専 用</td><td>長 字 之 治 印 市</td><td>老 人 医 療</td></tr></table>	専 用	長 字 之 治 印 市	老 人 医 療	平成20年4月改正前老健法の規定による老人保健法医療受給者証、平成20年4月改正前老健法の規定による老人医療の一部負担金減免証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による健康手帳・医療受給者証交付通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定申請却下通知書、平成20年4月改正前老健法第25条第1項第2号の障害認定証明書、平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給決定通知書及び平成20年4月改正前老健法の規定による医療費支給申請却下通知書専用	年 金 医 療 課 長	1
専 用	長 字 之 治 印 市	老 人 医 療							
3 6	削除								

に

3 5	削除
3 6	削除

改める。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

（揭示済）

告示

宇治市告示第58号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、インターネットを利用して納付される証明書発 hands 手数料、郵送料、使用料及び諸収入に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号

2 指定年月日

令和4年4月1日

宇治市告示第59号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

なお、分任出納員に対する事務委任について（令和2年宇治市告示第83号）の は、令和4年3月31日限りで廃止しました。

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

（分任出納員に対する委任）

委 任 事 務	委 任 を 受 け た 者		委任年月日
	所 属	氏 名	
所管に係る現金の収納及び保管	まち美化推進課		令和4年4月1日

宇治市告示第60号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市自動車駐車場の使用料の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

- 1 受託者の所在地及び名称
宇治市宇治里尻5番地の9 J R宇治駅前市民交流プラザ1階
公益社団法人 宇治市観光協会
- 2 委託事務
自動車駐車場の使用料の収納
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第61号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年5月20日から14日間

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
菟道志 津川線	菟道谷下り45番地	前	7 . 1	5 3 . 0	
	菟道谷下り45番地の10		～7 . 5		
	菟道谷下り45番地	後	7 . 8	5 3 . 0	
	菟道谷下り45番地の10		～9 . 9		

宇治市告示第62号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧

に供します。

縦覧期間 令和4年5月20日から14日間

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
菟道志 津川線	菟道谷下り45番地 菟道谷下り45番地の10	令和4年5月20日

宇治市告示第63号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年5月20日から14日間

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
南山蔭 田 線	伊勢田町中ノ荒60番 地の13	前	6 . 0	1 0 2 . 4	
	伊勢田町新中ノ荒37 番地の4		～ 8 . 2		
	伊勢田町中ノ荒60番 地の13	後	8 . 5	1 0 2 . 4	
	伊勢田町新中ノ荒37 番地の4		～ 9 . 0		
久田底 広 線	炭山別所19番地の1 (右)	前	2 . 8	4 8 . 4	
	炭山別所19番地の1 (右)		～ 3 . 3		
	炭山別所19番地の1 (右)	後	3 . 4	4 8 . 4	
	炭山別所19番地の1 (右)		～ 4 . 4		
伊勢田 町12 0号線	伊勢田町中ノ荒36番 地の3	前	6 . 6	4 . 2	
	伊勢田町中ノ荒36番 地の3		～ 1 4 . 0		
	伊勢田町中ノ荒36番 地の3	後	7 . 2	2 . 8	
	伊勢田町中ノ荒36番 地の3		～ 1 2 . 8		

宇治市告示第64号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年5月20日から14日間

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
南山蔭 田 線	伊勢田町中ノ荒60番地の13 伊勢田町新中ノ荒37番地の4	令和4年5月20日
久田底 広 線	炭山別所19番地の1（右） 炭山別所19番地の1（右）	令和4年5月20日
伊勢田 町12 0号線	伊勢田町中ノ荒36番地の3 伊勢田町中ノ荒36番地の3	令和4年5月20日

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年4月7日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年5月20日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第500号 SY設備工業